

○ 服装・頭髪規定について

万場高校生としての品位を保つことと、社会に巣立っていくための基礎力を身につけるために、以下の規定を定める。なお、所定の服装がやむを得ない理由で着用できないときには、別に定める異装届を担任に提出し許可を得ることとする（事情により体育着で授業を受けることを認める場合もある）。頭髪についても、地毛が茶色い等の場合は、入学時に申し出ること。

1 男女共通

- (1) 制服は本校所定のものを着用し、校章および学年章を所定の位置に付ける。なお、制服の改造は一切してはならない。
- (2) 登下校の際は休日も含めて制服を着用する。
- (3) 寒い場合、学校指定のセーター類を着用すること。
- (4) 寒い場合、登下校時においてコートやジャケットを着る。また、指定の体育着であれば、Yシャツの上に着てもよい。（フード付のパーカー類、市販のジャージ類は着用禁止）
- (5) 頭髪は高校生らしい端正な髪型とし、変形・染色・脱色はしない。整髪料は最小限とし、故意に変形させない。眉毛の変形や化粧はしない。カラーコンタクトや付け毛（エクステ）は使用禁止。

【男子】

- ・前髪＝目にかからない長さ
- ・横髪＝耳にかかってもよいが、耳の穴が見える高さを基準ラインとし、それを越えない長さ
- ・もみ上げ＝耳たぶから出ない長さ
- ・後ろ髪＝制服の襟にかかってもよいが、襟下ラインを越えない長さ

【女子】

- ・前髪＝目にかからない長さ
- ※前髪は、生え際が左右の目尻までの範囲とする。
- ※指導の際は、髪を真下に下ろした状態で確認する。
- (6) 通学靴は黒・茶の革靴か華美でない運動靴とし、ブーツやサンダルは認めない。校内では所定の上履き（サンダル）を履き、体育館では所定の体育館シューズを使用する。
 - (7) アクセサリー類は身につけない。ただし、ヘアピンやヘアゴムは華美でない黒、紺、こげ茶は認める。守れない場合には、学校で預かり指導を行う。
 - (8) 靴下は白・黒・紺とし、正装時には黒または紺を着用する。模様や柄・刺繍などはワンポイントまでとする。
 - (9) 夏季には学校所定のポロシャツを「制服に準ずる服装」とすることができる。

2 男子

- (1) 制服着用時には学校所定のワイシャツを必ず着用する。ただし、夏季のポロシャツ着用時には、ワイシャツを着用しない。
- (2) ベルトについては黒・茶とし、華美でなく安全なものを使用する。
- (3) 靴下はふくらはぎまでの長さの紳士ソックスとする。

3 女子

- (1) スカート丈はひざ頭が見える程度とし、改造や巻き上げをしない。
- (2) 靴下はハイソックスとする。
- (3) 防寒を目的としたタイツの使用は認めるが、色は黒のみとする。
- (4) スカートの下に体育着やスウェットなどを着用しない。
- (5) リボンは第1ボタンを留め、その位置で着けること。ただし、夏期においては着けなくても良い。正装時は着用すること。